

(N) 十二月廿八日ニ發賣口會社ノ命令ニ應ジテナクバ  
其ノ理由ハ

六 上述ノ旨ハナト限リノ條件ハ一即支所ハナト  
イキハ工銀ヲ開クニテモ其ノ兩側團體スル  
其團體等ハ手當ヲ受取リ會社求メ組織シテ對立出シテ強業スル  
ハナク工銀團體ハ無効トシテハ

四 會社ノ社員ハ日ナ林野ヲ越境シテ支所ニ強行シテ入りテ  
ナク工銀團體スル

三 團體中、工銀ノ對面ハ帝國警察ニ命令シテ強行ニテ  
ト、~~イキハ~~最早警察團イ會員ノモヲ捕メナト

業モ小田道ナクモメムモ其結ニ水ハニ工銀團體スルモ  
其等團體ノ要求ヲ容ル、ハ會社ハ強行ニテ林野イ自由  
トナクモ其等ノ組織ナク

財團法人協同會大阪支所

(ロ) 従業員ガ會社ニ對シ示威運動ヲナシタルコト

ハ一月四日ノ會見ニ工場ヲ開クカラトノ通知ヲナシタガ従業員

員ハ夫レニ對シテ回答ヲナサナカッタコト

以上ノ條件ハ最後の回答デアル。今後之ニ對スル一切ノ交渉

ハ斷絶スルトノ挨拶ニ對シ、爭議團體ハ工場閉鎖シテモ交渉ス  
ル主義ガナクテハ固ルト詰問スレバ、「ノー、オフイス」ト答

ヘタ外何等ノ返答ヲシナカッタノデ、代表者ハ爭議團本部ニ引  
揚ゲ、會社側ニ於テ工場閉鎖デ威嚇スルナラバ爭議團トシテハ

無際限ニ對抗シ會社ノ不當ヲ世界ノ労働組合ニ聲明書ヲ發表シ  
「ヤンキー」ノ橫暴振リヲ糾弾スルコトニ策セリ。又爭議基金

ノ充當ニ行商隊ヲ作り居レリ

工場閉鎖後ノ會社ハ販賣部ヲ神戸居留地商船ビルニ暫設シ外人  
ヲ除ク日本人社員ハ事務ヲ執リ居レリ